

鳥取県告示第 846 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 18 年 11 月 28 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字中田字大途366から368まで、369の1、369の2、369の3（次の図に示す部分に限る。）、369の4から369の9まで、369の10・370（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、371の1、371の2（次の図に示す部分に限る。）、371の3から371の7まで、字堂敷437から440まで、441の1（次の図に示す部分に限る。）、441の2、446から449まで、450の1から450の3まで、451から453まで、大字坂原字家ノ奥谷516の1、516の2、517、518、528、529（次の図に示す部分に限る。）、532から534まで、534の1、535、536・字原ノ谷557（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、558から573まで、574（次の図に示す部分に限る。）、575、576（次の図に示す部分に限る。）、577、578・579・581・582（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）